

日中戦争期日本の資金割当 — 「臨時資金調整法」と「銀行等資金運用令」の施行 —

柴 田 善 雅

Japanese Fund Allocation Control during the Japan-Sino War — Implementation of ‘Provisional Fund Control Law’ and ‘Imperial Ordinance for Regulation of Loans by Banks etc.’ —

Yoshimasa SHIBATA

はじめに

1937年7月の盧溝橋事件で日中戦争が勃発し、日本経済は戦時統制を採用する。効率的に軍需産業に生産要素を投入させるには、政府による直接的な介入は不可避である。政府による施策により軍需産業に資材・資金・労働力・技術等を優先的に投入させる体制が構築される。生産要素の動員において最も容易なものが、資金動員と貿易による選別である。日本の戦時統制経済において、最初に着手されたのが資金統制・貿易統制であった。資金統制は設備資金統制から着手され、それは1937年9月10日「臨時資金調整法」に基づき実施された。とりわけ手段として容易なのが、統制対象者が限定される資金割当である。対象者は銀行・組合・信託・保険・証券等の限られた業態で、既に免許制に移行している取引先の多い銀行はとりわけ容易である。また所管官庁も大蔵省と商工省にほぼ限定されており、しかも資金供給先の軍需産業のほとんどは商工省所管にあり、また証券業・保険業は商工省所管であり、統制官庁として着手しやすい分野であった。また貿易統制として同日の法律「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件」で着手されている（1938年5月25日改正で「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」に改称）。資金統制はさらに強化され、1940年10月16日総動員勅令「銀行等資金運用令」により、設備資金のみならず運転資金にも統制が拡大した。この戦時統制経済の段階的な強化についてはすでによく知られている。

従来の資金統制に言及するものとして、マクロベースの資金割当に関心が集中してきた¹⁾。それが日本の戦時期の産業構造に深くかわるからである。また戦時期の金融統制体制のあり方を検討することで、統制の有効性や戦後への連続的な把握も可能となる²⁾。とりわけ戦時期の金融制度全般を把握した上で、個別業態の取引の分析が可能となってきた³⁾。ただしこれまでも「臨時資金調整法」の制定経緯については必ずしも解明が進んでいるわけではない。また同法施行について、1件別資金割当の分析も試みられるようになって来たが、まだ事例としては限られてい

る⁴⁾。そのほか大蔵省と日本銀行で編纂された行政史が制度解説として有用である⁵⁾。また資金割当は最も古典的かつ一般的な手法であり、日本のみならず「満洲国」(以下「」省略)、華北そして重慶に立て籠もった国民政府でも行われ、その制度と内実が明らかになってきた⁶⁾。本稿は、これまで言及の乏しかった「臨時資金調整法」の制定経緯を解明し、併せて同法と「銀行等資金運用令」の資金割当の施行の内実を統計的に整理したうえで、日本の事例として跡付けることで、戦時資金統制の一端を明らかにしようとするものである。

- 1) 原朗「資金統制と産業金融－日華事変期における生産力拡充政策の金融的側面」(『土地制度史学』第34号、1967年1月)、岡崎哲二「第2次世界大戦期の金融制度改革と金融システムの深化」(原朗編『戦時経済－計画と市場』東京大学出版会、1995年)ほか。
- 2) 山崎志郎「協調金融体制の展開」(伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社、1991年)。
- 3) 伊牟田敏充「日本興業銀行と戦時金融金庫」(前掲『戦時体制下の金融構造』所収)が、金融制度論的アプローチで参考になる。
- 4) 麻島昭一「戦時金融統制の一考察——臨時資金調整法の成立と初期の運用」(『社会科学年報』第32号、1998年3月)。1938年12月までの臨時資金審査委員会審査案件を紹介しているが、とりわけ不許可案件を列記して分析しており大いに参考になる。
- 5) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第11巻「金融(下)」(宇佐美誠次郎執筆)、東洋経済新報社、1957年、日本銀行『日本銀行百年史』第4巻、日本信用調査、1984年。
- 6) 満洲国の業種別資金割当については、拙著『占領地通貨金融政策の展開』日本経済評論社、1999年、第3章、華北の企業別等の資金割当については同書第10章、および拙稿「アジア太平洋戦争期華北占領地における資金割当」(『大東文化大学紀要』第36号、1998年3月)、重慶国民政府における中央中国交通中国農民四行聯合弁事総処(四聯総処)による企業別資金割当については拙稿「アジア太平洋戦争期四聯総処の融資割当」(『現代中国』第80号、2006年9月)参照。

第1節 「臨時資金統制法」体制の出現

1. 「臨時資金調整法」の制定

1937年7月7日日中戦争勃発により、日本の経済体制は戦時へと移行する。すでに1937年6月4日第1次近衛内閣発足とともに、財政経済三原則が声明され、貿易収支・財政・国内資金に関し統制的手法を導入することが鮮明となっていたが、それが戦争勃発により本格化する。具体的には「臨時資金調整法」公布として実現するが、その制定過程を紹介しよう。資金統制の法制化は1937年8月19日付の大蔵省理財局金融課「資金統制ニ関スル件」で着手されている¹⁾。この文書が今のところ日中戦争勃発後の金融統制方針を明示した最も早期の文書のようなものである。それによると、資金統制は事業の新設・拡張のための資金(長期資金)を対象とし、運転資金は原則として含まれない、統制法規として別紙の「投資調整法(仮称)」を制定する、なるべく当事者の自主的統制にゆだねる等が打ち出されていたが、金融機関の資金運用の適用外、すなわち運転資金供給については、既存の監督体系で対処するとした。その別紙として位置づけられている、同日作成理財局金融課「投資調整法案」によると²⁾、資本金1百万円以上の会社を設置するとき

には政府の許可を必要とする、また同百万円以上の会社の未払込資本金徴収、増資、合併についても許可を必要とする、1年を通じて合計50万円以上の同一の発行者による社債等については政府の許可を必要とする、金融機関から10万円以上6ヶ月を越える貸し出しを行うときには政府の許可を得る等の、長期資金の政府による許可制導入による統制方針を明らかにしていた。

一連の大蔵省側の文書をまとめる理財局金融課は日中戦争勃発前の1937年5月4日に新設された。設置当初の課長は大蔵省の統制官僚の代表であった迫水久常であり、同課は日中戦争期国内資金統制の中心に立ち、統制経済を担当する大蔵省の辣腕官僚が集まっていた。金融課は1940年12月18日に企画課に改称したが、迫水がそのまま資金調整課長を兼務しながら課長を続け、金融政策全般を企画立案した。さらに1942年11月1日に金融課に名称が戻り、同時に迫水は新設の企業整備を担当する総務局長に昇進し、森永貞一郎が課長に座り、1944年8月17日に証券課に改称した³⁾。

先の立案を踏まえて、やはり理財局金融課は1937年8月21日に「臨時資金適合法」をまとめている⁴⁾。それは「投資調整法案」を下書きとしているが、「北支事件ニ際シ」と時期を限定したため、「臨時」が付されている。これにより特定戦争体制に適用時期を限定した法律として取り纏められることになる。また法律対象が資本金10万円以上として、ほぼ「投資調整法案」と同様の統制方針が盛り込まれているが、この文書に手書きで「十万円」の上に「五」が追加され「五十」万円以上の企業が統制の対象と想定されていた。

他方、この法律案が商工省に回付されたが、その法制化により資金割当が行われる業種の重要性を反映して、この融資割当の重点産業を商工省工務局は同年8月21日に明示している⁵⁾。それによると金属精錬業（アルミニウム・マグネシウム）、機械器具工業（銃砲・弾丸及兵器類製造業、航空機製造業、自動車製造業、造船業、工作機械製造業、精密機械製造用工具及計測器製造業、採鉱選鉱及精錬機械器具製造業、化学工業用機械製造業）、化学工業（硫酸製造業、パルプ製造業、タンニンエキス製造業、発火物製造業、ヒマシ油製造業、製革業、研磨材料及研磨用品製造業、工業薬品製造業、硝酸製造業、硫酸製造業、曹達灰製造業、苛性曹達製造業、ベンゾール類製造業）を列記していた。これらは兵器製造や関連軍需品の製造にかかる産業であり、早くも重点産業を主張することで法律による融資割り当ての優遇を求め始めていた。

その後、日付が付されていないが、内容から判断して大蔵省理財局金融課が8月21日案の後に作成したとみられる「事業資金ノ調整ニ関スル件（未定稿）」がまとめられ⁶⁾、商工省に回付された。事業資金調整手法として、金融機関の自治的調整組織を結成させて、資金供給を調整させ、また事業法人を統制する手法として一定の資本金（空欄）以上の会社設立については大蔵大臣及商工大臣の許可を受ける、未払込資本金徴収、増資、合併または目的の変更についても同様とする、事業資金調整機関として大蔵省に「臨時資金調整委員会」を設置し、事業設備の新設、拡張等を認め、資金供給の適否の標準を定める、会社新設・増資の許可等の事務は日本銀行に当たらせる等が列記されており、大蔵省・商工省共管の資金統制法規としてまとめられていた。こ

の案は大蔵省側の立案であり、これに「臨時資金調整委員会」については大蔵大臣・商工大臣の共管を要求する書き込みがあり、商工省側が省益に関わる権限を主張している。同じ頃作成とされる「事業資金調整要綱」では⁷⁾、前の文書の要点のみまとめたものであるが、主務大臣を明記せずに「政府」とし、主管の権限争いを表面化させていない。

その後、日付はないが理財局金融課試案の「臨時事業資金調整法案」として法文化された⁸⁾。それによると第1条に「本法ハ昭和十二年七月発生シタル事件ノ推移ニ慮リ国内資金ノ使用ヲ調整シ其ノ需給ノ適合ニ資スルコトヲ目的トス」と、目的が掲げられており、第2条で銀行等金融機関は命令により、事業設備の新設、拡張改良に関する貸付または有価証券応募・引受・募集取扱をなすときは政府の許可を受ける、第3条で金融機関以外のものでも有価証券の引受・募集等を取り扱うものは政府の許可を受ける、第4条に自治的組織で調整を行うときは政府の命令により上記の許可を適用しない、第5条に資本金（空白）万円以上の会社設立については政府の許可を受ける、第6条に資本金（空白）万円以上の会社は、未払込資本金徴収、増資、合併、目的変更等について政府の許可を受ける、そのほか事務は日銀に任せる、調査審議のため大蔵省に「臨時資金計画委員会」を置く、重要な事案について所管省は明示がないが「融資審査委員会」を置く等が規定されていた。これは8月30日の手書き日付のある「臨時資金調整法案」に改訂され⁹⁾、法律の名称も修正された。また第1条は「本法ハ今回ノ事変ノ推移ニ慮リ」に修正されていた。また第2条として、金融機関とそれ以外の機関の統制を同じ条文に取り込み、先の資本金額が空欄になっていた部分が、「命令ノ定ムル金額以上ノ資本ノ会社」に修正し、法律では明示せず、下位の法令にゆだねる方針とし、調査審議のため「臨時資金調整委員会」を、また資金供給に関し重要なものについて適否を決定する「臨時資金審査委員会」を設置する等と改められたが、いずれも大蔵省に設置とは明示していない。そのほか金資金は金資金特別会計への運用のほか興業債券への運用を認め、興銀は5億円を限り制限を越えて債券を発行でき、政府が元利保証を与える等の債券条項を付け加えた。この案が翌日の検討を受けているが、それには多数の書き込みが残されており、商工省側の意見が盛り込まれている。「臨時資金調整法案」に「事業」を再度追加しようという書き込みも見られた。第1条に「支那事変ニ関聯シ」等と修正する提案の書き込みもなされていた¹⁰⁾。

結局これらの修正意見を踏まえて、9月1日に内閣法制局に持ち込まれたのは「臨時資金調整法案」であり¹¹⁾、第1条に「本法ハ支那事変ニ関聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル為国内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス」と修正されており、また重要事項の調査審議のため「臨時事業資金調整委員会」を置くとしており、修正が施されていた。それ以外の部分については大蔵省側もさほど妥協していない。そして決定案では、「臨時資金調整委員会」と「臨時資金審査委員会」を置くとして修正されていた¹²⁾、こうして法案は法制局審査を経て、帝国議会に提案され、1937年9月10日に「臨時資金調整法」が公布された。

2. 「臨時資金調整法」の施行体制

「臨時資金調整法」は1937年9月15日に第11条、同月27日に全文が施行となった。それに伴い勅令「臨時資金調整法施行令」が公布されるが、大蔵省理財局金融課試案と記された検討案が残っている¹³⁾。日付はないが、「臨時資金調整法」公布前の案文である。その試案によると、金融機関は事業設備の新設、拡張、改良の資金10万円以上の貸付、貸付金が予算時10万円を超える事業設備の新設、拡張、改良のための資金の3万円以上の貸付を行うときには大蔵大臣の許可を受ける、一回の発行額10万円以上の社債、外国債・外国株式等について大蔵大臣の許可を受ける、資本金50万円以上の株式会社、出資額50万円以上の合名会社と合資会社等について大蔵大臣と商工大臣の認可を受ける、設立を許可された会社の第2回以降の株式払込、予算10万円を超える事業設備新設、拡張、改良等について大蔵大臣と商工大臣の許可を受ける等が規定されており、資本金50万円の会社設立要件が明示されていた。

この検討が行われ、法律施行後に9月25日勅令「臨時資金調整法施行令」として公布された。公布された施行令では金額10万円以上の融資等と会社設立50万円以上の規制対象がそのまま採用されているが、さらに次の重要産業については未払資本金全額徴収以前に増資を可能とした。それは航空機製造事業、金属工業、機械製造事業、兵器及兵器部分品製造事業、鋼船製造事業、製鉄事業、産金事業、石炭礦業、石油鉱業・石油精製業及び石油輸入業が指定された。さらに法令の施行状況を踏まえ、1938年8月13日に「臨時資金調整法施行令」は改正され、融資統制金額10万円を5万円に、会社設立統制対象資本金を50万円から20万円に引き下げて、統制の網を絞り込んだ。これは金額を10万円以下に抑えた設備資金融資や、統制対象となる資本金50万円をいくらか下回る会社の設立が多数見られたためである。

また「臨時資金調整標準」が策定されることになるが、当初の理財局金融課の1937年9月3日の設定では¹⁴⁾、産業の融資別優先順位として、6段階に分けており、A1甲、A1乙、A2、B、C、Dとした。この順位の説明として、A1は国防産業及び基礎産業中生産設備の不足により需要激増が予想され、融資が特に必要なものとし、そのうち甲は時局に鑑み融資を優先的に考慮する、乙は国策上奨励しなければならない事業で融資の必要が甲につぐものとした。A2は国防産業及び基礎産業中、融資の必要がA1に次ぐものとし、Bは輸出促進または輸入防遏のため、融資を必要とする産業とした。Cは融資の必要のない産業、Dは融資を抑制すべき産業と判定した。この基準で細目分類されている個別産業ごとに優先順位が付されている。例えば紡織工業では24業種に分類されているが、ほとんどCかDであった。他方、金属工業は兵器に直結するような鉄、亜鉛、鉛、アルミ等についてはA1の甲か乙、A2の分類が多いが、金属板製品のような産業はCが多い。機械器具工業では電気機械器具等でA2、農業用機械器具等でC、工作機械・化学工業用機械装置製造業等はA1に分類されていた。鉱工業以外の醸造業はCかDで、農林水産畜産業はほとんどCであった。このように兵器産業や軍需産業との関連で優先順位が付されており、これによる優先順位を付した資金割当が考慮されていた。

この立案が商工省等と協議を経て修正され、同年9月「事業資金調整標準ニ関スル件」により優先順位設定の方針が示された。それによると優先順位の6段階は甲イ、甲ロ、乙イ、乙ロ、乙ハ、丙の順とする。甲イは、生産力拡充計画並兵器製造業及航空機製造業、甲ロは、生産力拡充計画及軍需に密接な関係のある産業、乙は甲と丙に属しない産業で場合により事業設備の新設、拡張または改良の必要のあるもので、事業の性質によりイ、ロ、ハに分ける、丙は、生産力過剰の産業、奢侈的品その他当不要の産業、以上に分類された。そして他の省庁の意見を踏まえて、同時に「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」として決定された。

大蔵省の「臨時資金調整法」の当初の担当部署は法律制定に当たった理財局金融課であったが、戦時経済統制の業務が拡大する中で、大蔵省の組織も拡大・細分化され、同法の担当部署が移動する。1940年12月18日に同局に新設された資金調整課に所管が移り、その後、1941年7月16日に理財局会社部資金調整課に改組され、さらに1942年1月1日に会社部廃止に伴い理財局資金調整課に戻り、1944年6月10日に会社経理統制も担当する理財局資金統制課に改組され、1945年5月19日に理財局と銀行局が合体し金融局資金統制課になり、そのまま日本敗戦を迎える¹⁵⁾。「臨時資金調整法」は第5条で個別融資審査案件については、日本銀行にゆだねた。この資金割当を担当するため、1937年9月27日に「臨時資金調整法」の本格施行に伴い、同日に日本銀行に資金調整局が設置された。同局に個別融資審査がゆだねられるため、市中銀行と銀行を経由した資金供給先に対して同局は強力な統制権限を獲得した。臨時資金調整標準には業種しか記載がないため、個別申請企業については、日本銀行が実質的に許認可権限を有した。同年10月で32名であった資金調整局の担当者がその後の業務増大に伴い、1939年12月で58名となっていたが、さらに1940年12月16日に「銀行等資金運用令」により運転資金統制業務も担当することとなり、1941年12月では104名にまで増大していた¹⁶⁾。

そのほか植民地にも「臨時資金調整法」が施行される。すなわち1937年10月15日勅令「臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」で朝鮮に、同日勅令「臨時資金調整法ヲ台湾ニ施行スルノ件」で台湾に、さらに同月23日勅令「臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件」で樺太にそれぞれ適用された。本稿では植民地については概ね考察外としており、詳細は省略する。

1) 東京大学図書館蔵『美濃部洋次文書』マイクロフィルム版（以下『美濃部洋次文書』と略記）2034。以下、「臨時資金調整法」の制定過程を資料精査して解説するが、先行研究として前掲「戦時金融統制の一考察——臨時資金調整法の成立と初期の運用」では、制定過程の資料発掘は行われず、帝国議会議事録の法案趣旨説明と審議過程の解説の再述の域を出ていない。

2) 『美濃部洋次文書』2305。

3) 大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』別巻、財団法人大蔵財務協会、1969年、82頁。

4) 『美濃部洋次文書』2306。

5) 商工省工務局「融資上特ニ考慮スベキ工業」1937年8月21日（『美濃部洋次文書』2307）。商工省工務局は1939年6月16日に廃止され、鉄鋼局、化学局、機械局および繊維局に分割された。

6) 『美濃部洋次文書』2435。

7) 『美濃部洋次文書』2434。

- 8) 『美濃部洋次文書』2311。
- 9) 『美濃部洋次文書』2313。
- 10) 「臨時資金調整法案」1937年8月31日付手書き（『美濃部洋次文書』2314）。金資金特別会計と歳入歳出外資金の金資金の運用については拙著『戦時日本の特別会計』日本経済評論社、2002年、第4章参照。
- 11) 『美濃部洋次文書』2361。「一二、九、一 於法制局」の書き込み。
- 12) 「臨時資金調整法案（決定案）」日付なし、1937年9月2日以降と推定（『美濃部洋次文書』2317）。「（決定案）」は手書き書き込み。
- 13) 「臨時資金調整法施行令案（大蔵省理財局金融課試案）」日付なし（『美濃部洋次文書』2325）。
- 14) 大蔵省理財局金融課「資金調整ノ標準ニ関スル参考資料」1937年9月3日（『美濃部洋次文書』2323）。
- 15) 前掲『大蔵省百年史』別巻。
- 16) 日本銀行『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」68-69頁。

第2節 「臨時資金調整法」の施行

「臨時資金調整法」1937年9月10日公布、同月15日に第11条が施行され、さらに同月27日より全文施行となり、同法による融資統制が導入された。設備資金統制に関する統計はいくつも公開されている。大蔵省事業史にも10点を超える統計が掲載されている¹⁾。多くは百万円単位の暦年もしくは会計年により集計されている。接することができる臨時資金調整関係の統計では、申請・金額統計、許認可・金額統計、銀行融資申請・承認・金額統計と、数値の異なる統計があり混乱しやすいが、ただし多くは1941年度末で掲載をとめている。ここでは統計を日本敗戦まで接続させることを試みている。ただし大蔵省統計が財政統計と連動させるため、年度統計として編集しているものが多いのに対し、日銀統計では銀行等の決算が6月・12月で1943年12月まで続いたため歴年統計が多く、単純に接合できないが、敗戦時の累計が集計されている統計については、1937年から1945年までの接続を試みた。

申請・認可の件数・金額の統計は1944年まで見出せる（表1）。この歴年統計によると、申請に対する許認可の比率は高く、統制は表面上導入されたものの、それまでの資金調達を勘案し、再融資はそのまま承認する等の、融資統制による過大なインパクトを避けたということが明らかである。それは後述の人造繊維産業の融資許可案件でもそれが伺えよう。また採択率と承認金額比率はほぼ一定であり、小口案件の採択が低いとは言えないようである。つまり多くの設備資金は、一部自制して不要な申請を提出しなかったということも十分にありうるが、それでも事実上は黙認されたということが出来る。それであれば「臨時資金調整標準」

表1 「臨時資金調整法」申請処理

(単位：件、百万円)

年 度	申 件 数	請 金 額	許 件 数	可 金 額	臨時資金審査委員会付議	
					件 数	金 額
1937	1,709	3,102	1,678	3,056	783	2,444
38	2,910	4,600	2,832	4,523	1,032	3,697
39	4,436	6,184	3,926	5,782	2,392	5,575
40	5,084	7,338	4,080	6,598	3,080	6,343
41	5,352	8,347	4,312	7,833	3,687	4,266
42	6,248	8,109	5,482	7,824	4,997	5,192
43	8,771	15,051	8,305	14,814	6,712	10,657
44	4,394	5,935	4,199	5,849	3,186	3,559
累 計	38,904	58,667	34,814	56,280	25,869	41,733

注：1937年度は9月27日～12月末、1944年度は9月末まで。
出所：日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第4巻、日本信用調査、1984年、295頁。

表2 臨時資金調整の許認可件数・金額

(単位: 件、千円)

申請事項	1937年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	累計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業設備	845	1,050,157	808	583,685	1,534	833,769	1,957	767,354	2,308	1,096,050
株式払込	414	401,044	903	856,952	949	1,383,989	751	1,402,225	498	934,403
資本増加	198	774,066	422	1,568,638	479	1,296,454	449	1,662,260	463	1,576,520
会社設立	120	467,165	238	874,740	316	994,806	240	563,310	487	988,263
会社合併	30	363,997	89	632,104	86	1,266,976	122	2,186,878	134	3,228,233
社債募集	—	—	7	6,950	7	6,450	9	15,700	7	9,450
目的変更	71	—	365	—	555	—	552	—	415	—
合計	1,678	3,056,429	2,832	4,523,069	3,926	5,782,444	4,080	6,597,727	4,312	7,832,919

注: 1945年度は4～9月。

出所: 日本銀行『日本銀行沿革史』第4集第18巻「資金調整」、大蔵省金融局「第89回帝国議会参考書」1945年11月(旧大蔵省資料Z389-9)。

表3 金融機関事業設備資金貸付事業別

(単位: 百万円)

	1937年度	38年度	39年度	40年度	41年度	1937～41 年度累計	うち銀行分	42・43年度	44年度	45年度	累計
鉱業	33	175	297	230	244	1,069	927	2,854	711	236	4,870
工業	163	699	921	1,062	1,267	4,462	3,873	21,068	7,423	2,290	35,243
農林業	—	1	2	6	3	12	11	156	49	132	349
水産業	4	22	4	3	3	37	32	151	15	55	258
交通業	59	135	129	289	245	928	829	4,253	854	126	6,161
商業	7	54	12	59	8	142	136	320	38	11	511
雑業	4	17	85	293	25	446	372	301	64	22	833
その他	10	62	138	220	117	556	454	423	34	18	1,031
合計	280	1,166	1,590	2,163	1,911	7,651	6,634	29,526	9,192	2,893	49,260

注: 1945年度は4～9月。

出所: 日本銀行『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」、前掲「第89回帝国議会参考書」。

のような物々しい優先順位の設定がどれだけ有効であったかはなんとも言えないが、アナウメント効果だけは十分に見られたはずである。市中の資金繰り状態によりいつでも優先順位表に基づき、劣位に置かれている案件は却下されるという状況に置かれつつ資金調達を続けたことになる。

設備資金供給で認可を得た申請事項別の会計年度統計では(表2)、事業設備、株式払込、資本増加、会社設立、会社合併、社債募集、目的変更に分類されているが、目的変更のみ件数統計ではかは金額の併記がある。金額としては事業設備が1937年度では1,050百万円で最多額であるが、以後はその比率は低下し、1938年度では資本増加が1,568百万円、1939年度では株式払込が1,383百万円、資本増加が1,296百万円、会社合併が1,266百万円となり、このうち株式払込・資本増加は自社および関係会社への増資若しくは未払込資本金徴収に応じたものである。1941年度には会社合併が3,228百万円に達し、戦時の企業合同、すなわち多くは企業整備による不急産

業の強制的な廃業を反映している²⁾。日本の「商法」(会社篇)では、企業合併で株式交換等の手段が認められていないため、現金による買収となりそれに伴う資金調達が発生する。

他方、金融機関事業資金貸付をみると(表3)、まさに銀行等による融資割当であるが、1937年度280百万円、1938年

表4 金融機関事業資金貸付調整標準別

(単位: 百万円)

	1937. 9-12	1938年	1939年	1940年	1941年	1937. 9-42. 3	銀行分
甲イ	142	709	1,057	1,152	1,330	4,768	4,158
甲ロ	58	104	52	194	183	651	591
甲計	200	813	1,109	1,346	1,513	5,419	4,749
乙イ	54	125	150	54	117	544	481
乙ロ	11	11	192	345	22	881	723
乙ハ	2	45	24	41	40	162	134
乙計	67	280	366	440	359	1,587	1,338
丙	12	73	114	377	39	645	547
合計	279	1,166	1,589	2,163	1,911	7,651	6,634

出所: 前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」20頁。

表5 金融機関事業資金貸付調整標準別

(単位：千円、百万円)

(単位：千円、百万円)																		
1937. 9-12	1938. 1-3		1938. 4-6		1938. 7-9		1939. 1-3		1939. 4-6		1940. 1-3		1939年	1940年	1941年	1937. 9-42. 3		
	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行	うち銀行				累計	うち銀行	
甲イ	142,057	118,922	147,159	128,050	202,900	178,265	136,174	117,469	170,048	200,412	163,857	209,546	181,870	1,057	1,152	1,330	4,768	4,158
甲ロ	58,556	49,256	26,047	23,587	25,234	22,055	26,407	25,137	8,959	15,816	14,742	35,908	33,618	52	194	183	651	591
甲計	200,613	168,178	173,206	151,637	228,134	200,321	162,580	142,605	179,007	216,228	178,599	245,454	215,488	1,109	1,346	1,513	5,419	4,749
乙イ	53,864	46,317	28,496	21,927	27,864	27,664	33,957	30,018	35,433	34,815	33,404	11,579	9,984	190	54	117	544	481
乙ロ	11,545	8,946	17,921	9,908	42,424	28,903	16,232	12,084	15,371	43,358	30,827	14,325	11,173	152	345	22	881	723
乙ハ	1,739	1,374	6,558	3,862	6,546	4,051	7,073	5,052	3,618	5,456	4,538	4,878	4,528	24	41	40	162	134
乙計	67,148	56,637	52,975	35,697	76,835	54,041	57,262	47,154	54,422	83,629	68,769	30,782	25,685	366	440	359	1,587	1,338
丙	11,895	7,147	11,576	10,346	25,536	20,451	14,247	12,017	6,740	15,486	8,468	83,778	71,438	114	377	39	645	547
合計	279,659	231,965	237,757	197,680	330,506	274,814	234,090	201,776	240,168	515,342	255,837	360,014	312,611	1,589	2,163	1,911	7,651	6,634

出典：臨時資金調整委員会「昭和12年中臨時資金調整法施行状況」1938年1月（外務省記録 E. 1. 1. 0. 7-4）、同「昭和13年自1月至3月臨時資金調整法施行状況」1938年4月（外務省記録 E. 1. 1. 0. 7-4）、同「昭和13年自4月至6月臨時資金調整法施行状況」1938年7月（外務省記録 E. 1. 1. 0. 7-4）。

度1,166百万円、1940年度2,163百万円へと増大したが、1941年度では1,911百万円へといくらか減少している。融資先の業種は当然ながら工業が突出して多額であり、ほぼ過半を占めていた。日中戦争期で銀行等融資割当額の最多額の1940年度で1,062百万円、1941年度で1,267百万円であり、1941年度までの累計で60%を上回っていた。銀行以外の金融機関もこの統計には含まれているが、銀行業への依存率は業種によりやや異なる。農林業・水産業は高く、他方、工業と雑業は低い。この金融機関の貸付が融資割当の際の調整標準を適用される。優先順位の高い甲のイに分類された業種は1942年3月累計で、7,651百万円のうち4,765百万円、甲合計で5,419百万円であり、ほぼ優先順位の高い業種に資金が集中していたといえる（表4）。他方、丙に分類される業種は1940年で10%を超えているが、それ以外の年では取るに足りない金額となっている。このため優先順位の高い業種に分類されることが、銀行等より融資を受ける企業にとっては重要となった。この融資割当のうち銀行の引き受けたのは1942年3月累計で6,634百万円である。この銀行等融資の資金が貸付けられた後に、企業ですべてが事業設備に投入されたわけではない。表2と比較すると、事業設備資金分類では、例えば1938年で583百万円に対し、銀行等融資は1,166百万円であり、それが株式払込・資本増加等に充当された部分がかかりのものであったことを告げる。以後も同様である。そのため銀行融資が直接に設備調達に回った比率は50%程度の年が多く、1940年のように3分の1程度の年もある。そのほか調整標準別資金融資の統計では、年度内でもかなりの変動があることが確認できる。未集計の四半期統計があるため、欠落している時期が多いが、1937年9～12月期から1940年1～3月期までの四半期を集計すると（表5）、融資割当は年度初めが多く、ほかの時期が圧縮されている傾向が見出せる。これは年度当初の申請が多くそれに応じたといえようが、年度後半になると通

年資金計画等の影響で資金散布を圧縮したものかもしれない。この点については四半期計画の資金供給の統計を整備して、政府の四半期別国庫収支統計等とつぎ合わせて分析する必要がある³⁾。

そのほか国債以外の日本市場における債券発行に対する規制がある。「臨時資金調整法」により規制さ

表6 社債発行

(単位：百万円)

年 度	本邦会社債	満洲関係債	中国関係債	合 計
1940	795	859	285	1,939
41	1,632	810	354	2,796
42	1,421	792	400	2,613
43	2,047	443	512	3,003
44	2,568	359	584	3,511
45	1,220	282	90	1,592

注1：1942年度以降本邦会社債に當国債を含む。

注2：満洲関係債に満洲国債を含む。

出所：前掲「第89回帝国議会参考書」。

表7 「臨時資金調整法」許可の人造繊維製造及人造繊維紡織設備
(単位：金額、千円)

企業名	スフ製造設備	スフ紡織設備		所要資金	
	日産トン	精紡機鍾	織機台	許可額	削減額
新日本レイヨン㈱	30	94,080	—	17,350	650
東洋絹織㈱	30	50,400	748	12,012	—
新興人絹㈱	25	26,832	—	8,670	82
帝国人造絹糸㈱	10	—	—	8,654	1,566
昭和人絹㈱	11.5	—	—	8,257	245
東邦人造繊維㈱	22.5	50,000	—	8,245	440
太陽レーヨン㈱	—	80,000	1,224	6,639	158
東洋紡績㈱	25	—	—	6,555	—
日東紡績㈱	10	78,600	192	6,280	—
福島人絹㈱	20	—	—	6,019	—
日本繊維工業㈱	—	54,288	—	5,940	60
倉敷絹織㈱	35	—	—	5,826	1,502
酒伊繊維工業㈱	—	50,400	—	5,427	—
内海紡績㈱	—	40,000	1,175	4,600	—
富士繊維工業㈱	2	—	—	4,408	—
東洋レーヨン㈱	—	50,176	750	4,060	—
日出紡績㈱	16	31,360	—	4,020	—
呉羽紡績㈱	—	60,480	—	3,871	61
富士瓦斯紡績㈱	—	60,460	—	3,470	160
日本人造繊維㈱	5	21,920	300	3,082	—
明正紡績㈱	—	50,600	—	2,900	—
明正レーヨン㈱	12.5	—	—	2,700	—
大町紡績㈱	—	45,260	920	2,577	45
日本光綿紡績㈱	—	25,600	—	2,500	—
出雲製織㈱	12.8	—	—	2,500	—
東京人造絹糸㈱	30	—	—	2,485	—
日本グルツ絹糸㈱	5	30,000	—	2,408	876
豊科紡績㈱	—	44,752	494	2,350	58
東洋紡績㈱	—	25,088	442	2,000	—
日本レイヨン㈱	15	—	—	1,817	3,088
近江絹糸紡績㈱	—	28,224	—	1,762	48
日清レーヨン㈱	9	—	—	1,541	—
㈱服部商店	—	19,016	—	1,524	—
新潟人絹㈱	6.7	—	—	1,500	—
大日本紡績㈱	—	35,840	360	1,383	—
昭光紡績㈱	—	26,880	—	1,270	82
日本人造羊毛㈱	6.5	—	—	1,200	—
福島紡績㈱	—	27,720	—	1,092	—
紡機製造㈱	10	—	—	1,062	—
その他10件				4,736	
合計	359	1,279,480	7,889	174,692	12,945

注1：1百万円以上の許可を得た会社を掲載。

注2：合計外に豊田光綿紡績㈱850千円がある。

出所：商工省工務局「臨時資金調整法ニ依り許可セラレタル人造繊維製造及人造繊維紡織設備」1938年1月（東京大学図書館蔵『美濃郡洋次文書』マイクロフィルム版2493）。

の発行が増大するのが特徴である。これらに対する政府資金の大蔵省預金部資金のほか巨額の民間資金の動員で支援した⁶⁾。これらの資金誘導先に対して、債券発行主体を勘案し起債調整された。

最後に資金割当先企業を点検しよう。1937年9月で乙イもしくはロにおおむね属している人造繊維製造及人造繊維紡織の事例を眺めよう（表7）。1938年1月商工省調べであり、1937年末までの審査案件のうち許可額の大きな順に並べたものである。最多は新日本レイヨンの17,350千円、ついで東洋絹織の12,012千円、以下、新興人絹、帝国人造絹糸、昭和人絹、東邦人造繊維、太陽レーヨンの人造繊維専業が上位に並び、さらに東洋紡績、日東紡績等の、大手の紡績業者が人造繊維部門設備投資で融資を得ていた。許可額合計174百万円に対し、削減額は12百万円で、7%程度が減額査定されただけであった。全額承認された案件も多いが、全額承認を受けなかつ

れた中で発行された社債類の趨勢を見ると

（表6）、1940年度で合計1,939百万円、内訳は本邦会社債795百万円、満洲関係債859百万円、中国関係債285百万円で、満洲関係債には満洲国債を含む。中国関係債には北支那振興株式会社と中支那振興株式会社の発行債券がほとんどを占めるものと思われる⁴⁾。その後も日本内社債起債市場で発行は増大し、1941年度の2,796百万円となり、内訳は本邦会社債1,632百万円、満洲関係債810百万円、中国関係債354百万円である。その後も満洲関係債は一貫して減少をたどり、債券による対満投資は減少を続けた。ただし満洲投資の場合には満洲国法人に対する株式払込でも多額の資金移動が行われており、社債のみに依存するわけではない。他方、北支那開発と中支那振興は政府の保証する債券発行が主たる資金調達であり、政府の支援でほぼそれに全面的に依存していた。本邦会社債には1942年度以降、営団債を含み、産業整備営団等の巨大資産負債規模を抱える政府系事業が出現し、また戦時金融金庫債の巨額発行等もなされるため⁵⁾、本邦会社債の政府系機関

た案件も1件のみある。そのため減額案件はあるものの、乙イ、ロの業種であってもかなり緩やかに融資が認められていたといえよう。

次に甲4ロに分類される、金額の多額な輸送用機械の造船融資について消化しよう。1938年度の資金調整による許可の統計が残っている。船会社が融資申請を行い、銀行等から借入れ、それを造船会社に支払うという収支循環となっている（表8）。最多額の資金割当を受けたのは、最大船舶運航業者の日本郵船株式会社で、同社は客船3隻、貨物船2隻の建造で、62百万円の資金割当を受けた。発注先の造船会社は三菱重工業株式会社、株式会社播磨造船所および株式会社川崎造船所であった。この表に列記されている船舶運航業者は1件のみ申請している事例のほか、多額の案件を持つ日本郵船のように複数の申請を行っている事業者もある。以下、極洋捕鯨株式会社12,263千円、日清汽船株式会社（1907年3月25日、本店東京）11,685千円、川崎汽船株式会社8,091千円、日東鉱業汽船株式会社（1937年3月5日設立、本店東京）7,740千円、五洋商船株式会社7,344千円、大阪商船株式会社4,210千円等が並んでいた。上位の企業は船舶の建造規模が大きく、複数の建造を発注して

いるが、下位になると貨物船1隻の発注が多い。さらにその下位になると漁船・曳船・舢舨の発注となる。総計175百万円の融資割当が行われた。発注先は大手の三菱重工業、播磨造船所、川崎造船所のほか、鶴見製鉄造船株式会社、川南工業株式会社、函館船渠株式会社、浦賀船渠株式会社等が並んでいるが、珍しいところでは、日清汽船の発注先の上海江南船渠も含まれており、華中占領地で造船を依頼していた⁷⁾。この発注先は、上位10社で発注額の7割を占めており、そ

表8 1938年中臨時資金調整法許可済造船計画

（単位：千円）

融資割当会社名	船舶	所要資金	造船所
日本郵船株	客3、貨2	62,332	三菱重工業、播磨造船所、川崎造船所
極洋捕鯨株	捕10	12,263	川崎造船所、鶴見製鉄造船、播磨造船所
日清汽船株	貨客5、貨2、舢11、曳9	11,685	上海江南船渠、浪速船渠ほか
川崎汽船株	貨4	8,091	川崎造船所、鶴見製鉄造船
日東鉱業汽船株 （日東炭業株）	貨2、油2	7,740	占部造船、川崎造船所、名村造船所
五洋商船株	貨2	7,344	川崎造船所
大阪商船株	貨4	4,210	浦賀船渠、川南工業
辰馬汽船株	貨2	4,200	三菱重工業、川南工業
明治海運株	貨2	3,893	玉造船所
飯野汽船株	貨2	3,350	川南工業、鶴見製鉄造船
三菱商事株	貨2	3,300	三菱重工業
辰馬商	貨2	3,250	三菱重工業
浅野物産株	油1	3,118	川崎造船所
日産汽船株	貨1	2,985	川南工業
近海郵船株	貨2、舢6、曳2	2,948	川南工業、三菱重工業、函館船渠
日之出汽船株	貨2	2,930	鶴見製鉄造船
栃木商事株	貨2	2,047	自社工場
三光汽船株 （三光海運株）	貨6	2,010	中田造船所、遠藤造船所、強力造船所
三共海運株	貨6	1,900	三菱重工業、占部造船
会陽汽船株	貨1	1,750	播磨造船所
神陽汽船株	貨1	1,700	播磨造船所
鑛木汽船株	貨1	1,677	播磨造船所
武庫汽船株	貨1	1,500	三菱重工業
山下汽船株	貨1	1,385	浦賀船渠
日の丸汽船株 （日本食塩回送株）	貨1	1,217	三菱重工業
東和汽船株	貨1	1,150	浪速船渠
株岡崎本店	貨1	1,130	浪速船渠
北海道炭礦汽船株 （共立汽船株）	貨1	1,100	鶴見製鉄造船
大家商事株	貨1	1,015	玉造船所
大洋捕鯨株	捕2	960	函館船渠
池田商事株	貨1	950	向島船渠
東亜鉱業汽船株	貨1	940	大阪造船所
阿波国共同汽船株	貨客1	895	玉造船所
蓬萊タンカー株	油1	880	鶴見製鉄造船
東亜貿易株 （株荒田商会）	貨1	850	川南工業
興運汽船株 （東海商船株）	貨1	770	三菱重工業
東北振興水産株	漁8	610	小柳造船所、井上造船所、島脇造船所
丸辰海運株	貨1	550	占部造船
株川崎造船所	曳2	540	川崎造船所
その他17社		4,296	
合計		175,481	

注1：貨は貨物船、客は客船、貨客は貨客船、捕は捕鯨船、漁は漁船、曳は曳船、舢は舢舨、油は油槽船。

注2：（ ）内は上段の企業の系列企業で、事実上一体で造船発注がなされている。なお日東炭業は1938年9月に日東鉱業汽船に吸収合併された。

出所：『昭和13年中臨時資金調整法許可済造船計画調』（東京大学図書館蔵『美濃部洋次文書』マイクロフィルム版516）。

の発注先は前期の大手3社と中堅の数社に限られていた。なおこれらの船舶運航事業者のうち日清汽船は1941年3月13日「東亜海運株式会社法」に基き同年11月1日に東亜海運株式会社の設立で解散した⁸⁾。そのほかも敗戦まで操業できずに統合される事業者も少なくなかった。

以上は海運を中心とした船舶建造に関する融資割当の紹介であるが、兵器産業と軍需産業は船舶のような輸送用機械を含む機械器具工業が業種として最も多いため、ほかの機械器具の業種の類似統計を発掘することで、一段と特定企業への融資割当が明らかになるはずである⁹⁾。

- 1) 前掲『昭和財政史』第11巻「金融（下）」、95-107頁。
- 2) 企業整備については先行研究も多く業種別・企業整備担当機関別にまで検討が進んでいる。さしあたり渡辺純子「戦時期日本の産業統制の特質——繊維産業における企業整備と「10大紡」体制の成立」（『土地制度史学』第150号、1996年1月）、拙稿「戦時企業整備とその資金措置」（『大東文化大学紀要』第41号、2003年3月）、山崎志郎「統制機構の再編成と企業整備」（原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社、2006年）を参照。
- 3) 国庫収支については、前掲『戦時日本の特別会計』第1章で、四半期実績で統計を取り纏めた。
- 4) 満洲関係債のほか、北支那開発と中支那振興両社の社債発行については、日本興業銀行『全国公社債明細帳』各年版参照。
- 5) 産業設備営団は1941年11月25日「産業設備営団法」に基き、同年12月26日設立、戦時金融金庫は「1942年2月20日「戦時金融金庫法」に基き、同年4月18日設立。両者についてはさし当り閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』1954年、の該当頁参照。
- 6) 大蔵省預金部資金の支援については、前掲『戦時日本の特別会計』第3章、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第10巻「大蔵省預金部」（吉田震太郎執筆）1962年、参照。
- 7) 江南船渠は国民政府保有の上海最大の造船所であり、1938年1月に三菱重工業が操業を受命し、同社長崎造船所が担当して復旧させ、江南造船所として操業した（三菱重工業株式会社『三菱重工業株式会社史』1956年、313-14頁）。
- 8) 日清汽船株式会社『日清汽船株式会社三十年史及追補』1941年、参照。
- 9) 前掲「第2次世界大戦期の金融制度改革と金融システムの深化」では財閥系銀行の大口融資先を紹介し、また前掲「戦時金融統制の一考察——臨時資金調整法の成立と初期の運用」でも1件別資金割当の不許可案件を紹介している。

第3節 「銀行等資金運用令」の公布と施行

「国家総動員法」第11条の摘要により、1940年9月30日国家総動員審議会で「銀行等ニ対スル資金運用ノ命令ニ関スル勅令案」が承認されて、1940年12月19日に「銀行等資金運用令」が総動員勅令として公布された¹⁾。この制定経緯については資料的に必ずしも明らかにはなっていない。大蔵省の行政史でも、依拠すべき資料が乏しいためか検討経緯は明らかではない。「臨時資金調整法」が強化されたことで流動資金の報告を求める体制となり、その延長上で総動員勅令として公布されたとの位置づけがなされている²⁾。同令の施行は1941年1月1日となる。同令より少し先1940年10月19日に公布されたのが「会社経理統制令」であり、従来の1939年3月31日「会社利益配当及資金融通令」と1940年10月16日「会社職員給与臨時措置令」の両総動員勅令を統

合して、会社経理の全面的な統制に乗り出した。これと併せて流動資金統制にも乗り出したという側面があるため³⁾、この両方の総動員勅令の施行で、大蔵省による民間企業に対する新たな統制段階の到達として位置づけられよう。

「銀行等資金運用令」の条文を簡単に紹介すると、銀行、信託会社、保険会社

等の資金の運用に関する命令を定める、主務大臣は資金の運用を適正にさせるため、運用計画の変更を命じ、運用方法日を指定することができる、金融機関が貸付を行うときには主務大臣の許可を受ける、証券引受業者とビルブローカーも貸付、割引を行うときには主務大臣の許可を受ける、重要案件については臨時資金審査委員会の議を経る、大蔵大臣は生産力拡充資金その他必要な資金の供給が必要と認めるときは銀行に対して融資、有価証券応募、引受、買入を命令することができる、大蔵大臣がこの命令を行うときには資金湯宇津審査委員会の議を経る、この命令融資に伴う銀行の損失は政府補償を行う等が定められた。こうして大蔵省に広範な資金統制権限が与えられた。

「銀行等資金運用令」の施行で、設備資金のみならず運転資金も統制の対象に入ったが、同令では運転資金のみならず設備資金も統制の対象とし、さらにその他の資金も同様に統制を加えた。通説では運転資金のみを統制を加えたかの理解に陥っている例も少なくないようである。

「銀行等資金運用令」の施行の解明は遅れているが、ここではその統計的な紹介を行う。

1941年1月1日より同令に基づく許認可事務が開始された。同月からの申請処理の件数がわかる(表9)。1942年3月まで日本銀行資金調整局は毎月2,000件から6,000件の事務処理をこなしていた。累計58,057件に達している。勿論その中には申請取下げも一部含まれており、その累計310件となっている。他方、緊急貸出を承認した案件も合計41件みられた。この申請案件のうち重要案件について資金調整委員会に付議したものがあがるが、累計965件に過ぎず、2%足らずが委員会付議となっている。他方、付議省略した案件もある。件数では省略案件が月によっては上回ることもあった。設備資金審査と異なり、小額の融資案件も多数殺到したため、このような扱いとなっている。そのうち不許可扱いは僅かに累計31件に過ぎない。これにより概ね申請どおりに認められた。処理金額は16,350百万円に達する。

「銀行等資金運用令」の申請事項別分類を眺めると(表10)、1942年3月までがわかるが、貸

表9 「銀行等資金運用令」許可申請処理

(単位: 件、百万円)

年 月	申請件数	取り下げ件数	緊急貸出件数	処理件数	申請処理 委員会付議	内訳		処理金額
						同付議省略	不許可	
1941. 1-2	5,213	2	23	5,187	159	96	1	...
41. 3	3,207	12	5	3,190	48	53	5	...
41. 4	2,352	10	3	2,339	57	51	1	2,650
41. 5	2,022	10	1	2,011	59	37	2	
41. 6	2,442	22	1	2,419	60	63	1	
41. 7	2,214	14	1	2,199	49	49	—	850
41. 8	2,730	9	—	2,721	155	48	1	1,300
41. 9	4,096	16	—	4,080	114	85	4	1,500
41. 10	4,122	26	—	4,096	55	84	2	1,200
41. 11	3,468	18	2	33,448	53	...	5	1,000
41. 12	5,858	26	2	5,857	43	...	2	1,800
42. 1	4,620	32	1	4,587	32	...	1	1,250
42. 2	4,517	40	—	4,477	30	...	3	1,350
42. 3	6,035	45	1	5,989	21	...	2	1,800
42. 4	5,134	27	1	5,106	30	...	1	1,650
	58,057	310	41	57,706	965		31	16,350

注: 1941年4月処理金額は4~6月合計。

出所: 前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」355-56頁。

表10 「銀行等資金運用令」許可申請処理案件事項別内訳

(単位：件)							
年月	貸付限度 超過申請	割引限度 超過申請	基準設定 増額申請	特殊用途 資金貸付	当座貸越 契約	その他	計
1941. 1-3	2,400	507	4,907	347	159	57	8,377
1941. 4-6	2,969	831	2,684	402	156	27	6,769
1941. 7-9	4,159	1,085	3,056	509	106	13	9,000
1941. 10-12	6,399	2,979	2,423	1,399	97	35	13,401
1942. 1-3	7,864	4,156	1,901	975	118	39	15,053
1942. 4	2,553	1,493	671	318	63	8	5,106
計	26,344	11,051	15,342	3,980	699	179	57,706

注1：特殊用途資金貸付の1941年9月か10月で30件不足。

注2：当座貸越契約とその他の1941年9月・10月の数値不詳、両月合計は皆無ではない。

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」357頁。

付限度超過申請が累計26,344件で多額であり、個別企業に設定された融資限度枠を上回る融資申請が多数見られたことがわかる。ついで企業の設定された融資限度の枠の引上げを求める基準設定増額申請15,342件、同様に手形の割引限度の上限引上げの超過の承認を求

める割引限度超過申請11,051件、特殊用途資金貸付3,980件等となっている。これを見る限り、通常ベースの個別企業に設定され融資上限等の枠内の融資・割引等の金融取引は個別申請の適用外に置かれたことがわかる。特殊用途資金とは、個別企業にあらかじめ設定された融資枠等とは異なる範疇の資金であるが件数には多くない。1942年1月累計で、旧債償還資金569件、転貸資金177件、株式買入払込資金257件、その他268件となっている⁴⁾。

日本銀行資金調整局に限度枠引上げや超過の申請を行うのは事業法人に資金を供給する金融機関であるが、その金融機関別の該当融資等の貸出残高を見ると（表11）、1940年12月から1941年9月までの推移がわかる。1940年12月で合計14,688百万円、うち銀行12,148百万円、そのうち普通銀行9,154百万円、さらにそのうちの7大銀行が6,683百万円であった。この7大銀行には特殊銀行、とりわけ戦時金融で大活躍した興銀を含まない。7大銀行と特殊銀行で全体の7割を上回っていた。その傾向は1941年9月期でも同様である。

「銀行等資金運用令」の貸出使途は運転資金に限らず、設備資金を含むと説明したが、その推移を眺めると（表12）、1941年12月で設備資金3,453百万円、運転資金8,100百万円、その他3,134百万円となっている。運転資金が設備資金の2倍以上であるが、その後も融資残高の上昇とともに

に運転資金が膨らんでいった。ここで規制を受ける設備資金は「臨時資金調整法」の適用枠外の企業である。設備資金は融資期間が長いため、残高は急増しない。設備資金が30億円を超える多

表11 「銀行等資金運用令」融資金融機関別貸出残高

(単位：百万円)					
	1940. 12	1941. 3	6	9	施行以来増減
普通銀行	9,154	9,000	9,333	9,316	162
7大銀行	6,683	6,503	6,916	6,881	198
その他銀行	2,471	2,497	2,417	2,434	-37
特別銀行	2,977	2,896	3,018	3,302	325
うち興銀	1,888	1,886	2,007	2,221	333
貯蓄銀行	15	16	14	14	-1
小計	12,148	11,912	12,367	12,633	485
信託会社	1,458	1,407	1,539	1,538	80
ビルプロカー証券業者	219	230	199	167	-52
産業組合中央金庫	190	171	153	129	-61
道府県信用組合联合会	66	69	53	54	-12
商工組合中央金庫	42	40	40	62	20
保険会社	565	660	721	643	78
拓殖会社		22	25	39	39
合計	14,688	14,511	15,102	15,268	580

注1：7大銀行とは三井、三菱、安田、第一、第百、住友および三和の各行。

注2：1941年の3時点で合計額と整合しないためその他項目が欠落しているようである。

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」364頁。

表12 「銀行等資金運用令」資金使途別貸出残高

(単位：百万円)				
	設備資金	運転資金	その他	合計
1940. 12	3,453	8,100	3,134	14,688
1941. 6	3,609	7,780	3,712	15,102
1941. 12	3,818	9,170	4,255	17,245
1942. 3	3,900	8,927	4,273	17,102
1943. 12	6,393	14,403	6,896	27,692
1944. 12	10,741	26,824	8,607	46,172

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」361頁、前掲「第89回帝国議会参考書」。

額に見られたのは、「臨時資金調整法」による申請ではなく、機械設備の短期資金による調達を「銀行等資金運用令」の認可申請に回して認められた事例があり、そのまま短期資金による調達として短期の貸出の継続を続けていたためと思われる。ただし「銀行等資金運用令」の趣旨からして設備資金調達に適したものではないため、当初に認められたものがそのまま継続したところ、さらに「銀行等資金運用令」で設備取得を1944年に認めたため、その残高は増大して行った。なお、その他は、資金の区別が曖昧な、業種別貸出残高に現れる雑業・その他事業・その他よりなるのではないかと推測しているが、傍証が必要である。

「銀行等資金運用令」による融資先業種別残高を見ると（表13）、1940年12月で当然ながら工業が多額であり、総額14,688百万円のうち6,292百万円を占めていた。ついで商業2,042百万円である。この傾向はその後も続き、工業のウエイトがじわじわと上昇していった。むしろ商業のウエイトが減少し、それに変わり雑業とその他の事業の比重が上昇しており、戦時における商業活動の低迷が反映していよう。工業の中のさらに業種分類を行うと（表14）、1940年12月で機械器具1,855百万円、紡織1,183百万円、金属998百万円、化学966百万円と並んでいたが、1941年12月で機械器具2,648百万円、金属1,286百万円、化学1,207百万円、紡織1,102百万円の順となり、繊維産業への資金割当は押さえつけられた。他方、機械器具・金属・化学の兵器産業と軍需産業に直結する業種では増大しており、とりわけ機械器具工業が優先され、その傾向はその後も続き、1944年9月では総額20,766百万円に対し、機械器具工業は11,026百万円と過半を占めるにいたった。用途別分類も別になされている（表15）。1941年3・4月のみの集計ではあるが、3月で合計1,267百万円の貸し出しが行われ、そのうち新規

表13 「銀行等資金運用令」年末貸出残高

(単位：百万円)

業 種	1940. 12	41. 12	42. 12	43. 12	44. 12	設 備	運 転	その他
鉱 業	865	1,189	1,297	1,625	2,115	1,074	625	416
工 業	6,292	7,573	9,035	12,938	23,855	6,061	15,816	1,978
農林業	103	117	128	142	212	74	104	34
水産業	152	132	215	240	353	89	203	61
交通業	978	1,054	1,185	1,522	2,022	1,230	465	327
商 業	2,042	2,656	3,270	5,185	5,603	102	4,204	1,297
雑 業	1,962	2,137	2,084	2,380	3,515	235	1,080	2,200
その他 事業及 び施設	838	982	955	2,097	4,324	1,485	2,258	581
その他	1,453	1,401	1,896	1,563	2,173	391	69	1,713
合 計	14,688	17,245	20,068	27,692	46,172	10,741	26,824	8,607

注：その他事業及施設には銀行・保険・信託・取引所・ビルブローカー・証券業を含む。
出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」、前掲第4集第18巻「資金調整」、前掲「第89回帝国議会参考書」。

表14 「銀行等資金運用令」工業貸出残高内訳

(単位：百万円)

	1940. 12	41. 3	6	9	12	1942. 3	施行後増減
金属工業	998	1,036	1,145	1,143	1,286	1,238	240
機械工業	1,855	1,913	2,165	2,232	2,648	2,830	975
化学工業	966	975	1,073	1,109	1,207	1,313	347
窯業	140	140	146	153	169	169	29
紡織工業	1,183	1,055	988	1,054	1,102	1,027	-156
食品工業	266	242	216	232	277	231	-35
電気ガス業	701	659	727	651	709	618	-83
その他工業	177	158	162	155	172	197	20
合 計	6,292	6,182	6,625	6,733	7,573	7,627	1,335

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」363頁。

表15 「銀行等資金運用令」用途別貸出

(単位：百万円)

用途	1941年3月中	新規	4月上旬 新規
商品原料仕入	543	741	89
公社債買入	15	10	1
株式買入	34	25	22
株式払込	85	74	44
配当給与	84	60	6
商業手形荷為替 手形割引	104	—	5
その他	398	96	35
合計	1,267	1,006	208

注：1941年3月新規の商品原料仕入は空欄のため、合計から試算したがそこには商業手形荷為替手形割引を含む。
前掲：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」399頁。

表16 「銀行等資金運用令」施行前の証券業者に対するシンジケート団協同融資額
(単位：千円)

	日本興業銀行分担額	他銀行等分担額	共同融資総額
日興証券株	980	4,653	5,634
山一証券株	2,596	5,087	7,683
野村証券株	1,663	4,571	6,234
藤本ビルブローカー証券株	1,608	3,889	5,498
小池証券株	1,239	3,306	4,545
共同証券株	659	1,270	1,930
川島屋証券株	556	1,047	1,603
合計	9,302	23,824	33,127

注：シンジケート団メンバーは日本興業、横浜正金、朝鮮、台湾、野村、東海、神戸、三井信託、安田信託。

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」381頁。

格を見出せる。返済は仕入金融とは異なり、別の長期債務か内部資金で償還しなければ、長期債務となる。こうした資金も「銀行等資金運用令」の統制化で供給されていた。内容として「臨時資金調整法」による株式取得・払込等の規制と重複し、増資・会社設立等について資金調整法で統制され、資金投入する際の銀行等からの調達について、「銀行等資金運用令」が統制した。

運転資金供給については、一部の業種に対してはシンジケートが組成され、参加金融機関に供給資金を割り振って、資金需要に応じていた。その事例として証券業者に対する金融機関のシンジケートがある。証券業者は証券の引受、応募、買付で資金を必要とするが、これらの証券業者はそのため設備資金ではなく運転資金として調達する。戦時期の多額の国債・社債・外債・株式の発行の中で証券業者の元引受を行う事業者は操業規模が拡大していった。それに伴い資金調達も増大した。1941年3月末の統計であるが、「銀行等資金運用令」の施行前の証券会社への資金供給シンジケートによる共同融資枠組みの統計が残っている。それらの運転資金調達で大手証券業者の日興証券株式会社5,634千円、山一証券株式会社7,683千円、野村証券株式会社6,234千円、藤本ビルブローカー証券株式会社5,498千円、小池証券株式会社4,545千円、共同証券株式

表17 財閥借入金（1940年3・4月報告分）

	金額	貸出金融機関	用途	期限	貸出日
三井(株)	3,000	三井信託	納税	3ヶ月	3.20
	3,000	三井銀行	同	同	3.23
	10,000	三井銀行	三井鉱山株払込	2ヶ月	4.16
	7,250	三井信託	同	同	4.16
株三菱社	1,000	三菱銀行	日本製鉄株払込	9ヶ月	4.1
	1,500	三菱銀行	三菱地所株払込	8ヶ月半	4.18 (切替)
株住友本社	2,600	住友銀行	給与寄付金	9ヶ月強	3.18-3.25 (切替)
	3,000	同	社員預かり金返済	4月4日まで	3.30
	100	同	諸給与	3ヶ月	3.14
	1,500	同	諸払	同	3.29
	3,500	住友信託	住友金属工業株払込	同	4.1
住友一族	3,500	住友銀行	同	同	4.1
	337	同	住友化学工業株払込	同	3.1
	1,497	同	住友金属工業株払込	同	4.1
(株)安田保善社	2,962	安田銀行	払込	1ヵ年	3.31 (切替)
	3,700	安田生命保険	旧債返還	3ヶ月	4.1
浅野同族	2,048	日本昼夜銀行	鶴見造船払込	1ヵ年	4.1
	1,870	安田銀行	鶴見造船払込	同	4.1
計	52,364				
うち切替	7,062				

注：貸出日はいずれも1940年。

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」394-95頁。

が1,006百万円、内訳は商品原料仕入が543百万円、商業手形荷為替手形割引104百万円が多額であるが、それ以外にも株式払込85百万円、配当給与84百万円と続き、株式買入34百万円もある。こうした通常の事業者の仕入金融と決済に関する資金供給とは異なる有価証券取得払込は長期資金としての性

格が見出せる。返済は仕入金融とは異なり、別の長期債務か内部資金で償還しなければ、長期債務となる。こうした資金も「銀行等資金運用令」の統制化で供給されていた。内容として「臨時資金調整法」による株式取得・払込等の規制と重複し、増資・会社設立等について資金調整法で統制され、資金投入する際の銀行等からの調達について、「銀行等資金運用令」が統制した。

運転資金供給については、一部の業種に対してはシンジケートが組成され、参加金融機関に供給資金を割り振って、資金需要に応じていた。その事例として証券業者に対する金融機関のシンジケートがある。証券業者は証券の引受、応募、買付で資金を必要とするが、これらの証券業者はそのため設備資金ではなく運転資金として調達する。戦時期の多額の国債・社債・外債・株式の発行の中で証券業者の元引受を行う事業者は操業規模が拡大していった。それに伴い資金調達も増大した。1941年3月末の統計であるが、「銀行等資金運用令」の施行前の証券会社への資金供給シンジケートによる共同融資枠組みの統計が残っている。それらの運転資金調達で大手証券業者の日興証券株式会社5,634千円、山一証券株式会社7,683千円、野村証券株式会社6,234千円、藤本ビルブローカー証券株式会社5,498千円、小池証券株式会社4,545千円、共同証券株式会社1,930千円、川島屋証券株式会社1,603千円の枠で資金供給を得た（表16）。これらは大手証券会社で引受業務を担当するため、調達資金規模が大きく、このような枠組みで資金を得ざるを得なかった。この資金割当のうち、日本興業銀行分とその他6銀行と2信託会社に分けられていたが、前者が総額9,302千円で、35%ほどを引き受けていた。川島屋証券と合併する

1944年4月より前の時期において、日本興業銀行の同行系列の日興証券への分担割合が低い理由は不明である。同様の資金供給が「銀行等資金運用令」施行後も新たな審査を経て続いたはずである。このような業種や大手事業法人への資金枠組みが個別になされた。また財閥本社等への銀行融資についても「銀行等資金運用令」の適用を受けるが、施行前の1941年3・4月の概要を知ることができる。財閥本社は株式払込、従業員給与支払、納税等の名目で、系列銀行から資金調達を行っていた（表17）。同様の資金調達が「銀行等資金運用令」施行後も続いた。

そのほか経営権取得のための1941年3・4月の大口の株式買収資金が明らかになる。日東汽船鉱業株式会社は大日本炭礦株式会社（1917年1月設立）の株式を1,200千円を共同信託株式会社から借り入れて買収し、また日本タンカー株式会社の株式を、安田銀行、藤本ビルブローカー銀行等から9,500千円を借り入れて買収した。その他金額の張るものとしては、長谷川太郎吉（東亜煙草株式会社社長）が、安田銀行、野村銀行、野村信託株式会社から9,981千円を借り入れて、満洲東亜煙草株式会社（1937年10月25日設立、本店奉天）の株式を買収していた⁵⁾。買収資金以外にも株式払込、会社設立、増資のための大口資金供給が行われている（表18）。1941年3・4月のみではあるが、3月11件、4月7件を列記できる。この中では三井合名による三井鉱山株式会社払込17,250千円が最も多額である。ついで宇治電証株式会社による宇治川電気株式会社の株式払込の8,334千円、興南殖産株式会社による日本窒素肥料株式会社の株式払込7,900千円と続いていた。それ以下に並んでいる案件として、満洲法人設立や増資のための払込が目に見える。株式会社清水組に株式会社満洲清水組（1940年3月29日設立、本店新京）設立に当たって3,830千円が払込まれた。同様に株式会社西松組は株式会社満洲西松組（1940年4月11日設立、本店新京）に、株式会社大林組は株式会社満洲大林組（1940年3月25日設立、本店奉天）に満洲現地法人を設立し、払込んだ。日本窒素肥料の吉林人造石油株式会社（1939年9月4日設立、本店吉林）への払込および日満鉱業株式会社（1919年5月22日設立、日本法人、本店東京）の満洲鉛鉱株式会社（1935年6月19日設立、本店奉天）の増資払込もなされ、満洲投資がまだ衰えない状況を

表18 「銀行等資金運用令」大口株式払込資金

(単位：千円)				
借入者	金融機関	払込株式	金額	
(1941年3月)				
宇治電証 ^株	日本興業ほか	宇治川電気 ^株	8,334	払込26,875千円
山陽電気鉄道 ^株	第一、神戸	宇治川電気 ^株	1,300	
豊田自動織機 ^株	三井	豊田製鋼 ^株	4,597	設立5,100千円
北電興業 ^株	三井信託ほか	大日本電力 ^株	3,650	払込10,693千円
清水組	第一	満洲清水組	3,830	設立5,000千円
西松組	安田	満洲西松組	1,500	設立1,500千円
大林組	三井	満洲大林組	1,500	設立5,000千円
日本窒素肥料 ^株	住友、野村信託	吉林人造石油 ^株	3,000	払込10,000千円、うち日本窒素肥料分3,000千円
中山悦治	三和	中山製鋼所	3,100	払込5,000千円
松本源三郎	住友、十五	東京螺子製作所	3,500	増資3,600千円
花田卯造	第百	飯野商事 ^株	1,890	払込1,890千円
小計			36,701	
(1941年4月)				
興南殖産 ^株	三菱ほか、安田信託ほか	日本窒素肥料 ^株	7,900	払込27,500千円
三井 ^株	三井、三井信託	三井鉱山 ^株	17,250	払込25,000千円
山下 ^株	三和	山下汽船 ^株	7,000	払込7,339千円
日満鉱業 ^株	藤本ビルブローカー	満洲鉛鉱 ^株	3,050	増資6,500千円（国内3,250千円）
浅野同族	安田、日本昼夜	鶴見製鉄造船 ^株	3,918	払込6,500千円
住友本社及一族	住友	住友金属工業 ^株	4,496	払込25,000千円
東電証券 ^株	三井、三井信託	小田原急行鉄道 ^株	2,000	払込7,500千円
小計			45,614	

出所：前掲『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」398-399頁。

反映していた⁶⁾。

以上のように「銀行等資金運用令」で不急産業への運転資金割当を圧縮し、緊要産業の兵器産業と軍需産業に多額の運転資金を供給する体制が、ほぼ政府の予想したとおりに実現した。その効果は歴然としている。また統制を受けた資金には設備資金を含むが、その資金規模は「臨時資金調整法」で統制された設備資金融資残高に比べれば限られた範囲であった。「銀行等資金運用令」の統制した資金供給には、財閥の大口資金調達、買収目的の株式取得、投資先の株式払込にも多額の資金投入が見られた。そこには満洲投資も含まれていた。ただし「銀行等資金運用令」による資金割当は、実際にはこれに限らず、新たな戦時の特殊融資分野が成立した。すなわち1941年7月15日改正第7条により、新たに有価証券の買入、債務引受、債務保証が追加され、これにより軍需手形引受制度が導入された。軍需手形引受制度による興銀からの運転資金供給は、1945年9月残高で339百万円に達した⁷⁾。

- 1) 貴族院調査課『国家総動員法ニ基ク勅令要綱』(1)、1941年10月、19頁。
- 2) 前掲『昭和財政史』第11巻「金融(下)」89-90頁。
- 3) 「会社経理統制令」とその前の両勅令については、拙稿「戦時会社経理統制体制の展開」(『社会経済史学』第58巻第3号、1992年9月)参照。
- 4) 日本銀行『日本銀行沿革史』第3集第17巻「資金調整」、359頁。
- 5) 同前396-97頁。満洲東亜煙草については拙稿「食料品工業」(鈴木邦夫編『満洲企業史研究』日本経済評論社、2007年)参照。
- 6) 満洲清水組、満洲西松組および満洲大林組については吉川容「請負労力供給業・不動産業」(前掲『満洲企業史研究』所収)参照、また日満鋳業、満洲鉛鋳については拙稿「鋳業」(前掲『満洲企業史研究』所収)参照。
- 7) 日本興業銀行『日本興業銀行五十年史』1953年、601-02頁。

おわりに

日中戦争期の融資割当は「臨時資金調整法」による設備資金統制で着手された。同法の制定過程で大蔵省理財局金融課が開戦直後から立法化に着手していた。それによると当初は投資調整による長期資金統制を検討しており、運転資金を除外し、なるべく自治的調整にゆだねるという方針を固めた。当初は会社設立の統制を受ける資本金規模は1百万円であった。その後の検討で、商工省との法案制定案文の修正要求の応酬があり、法案の名称が数度に渡り修正された。この間に商工省は優先順位を与える重点産業を早くも主張していた。そして「臨時資金調整法」として公布を見た。さらに同法施行令の公布と、融資の優先順位を示した調整標準が固まり、融資割当のほう体制が確立した。ただしこの法律に対処し、資本金50万円以下の法人の設立が多数見られたため、20万円への引き下げが行われている。施行の内容を見ると、資金統制が行われたにしては申請案件に対して、不許可案件は乏しく、資金借り入れ側の自主規制とかなり緩めの融資割当

が行われた。その傾向は1941年まで妥当する。個別産業としては工業への傾斜、とりわけ機械器具工業に優先的に割り当てた。そのため当初の目的は概ね達したと見なせる。個別企業については1937年の人造繊維産業と1938年までの海運業の1件別融資割当の承認について紹介できた。有力大手に多額の資金が供給されたことが確認できる。この時期では緩めの査定と見られる。また「銀行等資金運用令」では、公布後の資金割当を紹介した。設備資金の割当も無視できない金額である。業種は工業と商業が他を圧していた。個別企業への割当としては、証券会社、財閥本社、および株式払込について特定時期の特徴を得ることができた。ただしその後の時期については不明である。

本稿で法律制定過程がかなり明らかになったが、他方「銀行等資金運用令」の制定過程を告げる資料の発掘が必要である。また施行に関しても従来の大蔵省行政史の統計の水準を越えて、「臨時資金調整法」については1945年9月まで接続を試みた。「銀行等資金運用令」については1944年12月までの接続を試みた。それによりほぼ敗戦までの資金割当の概観を行うことができるようになった。残念ながら本稿の調査では「臨時資金調整法」による融資割当の1件別案件については、1938年までの人造繊維と海運業しか発掘できていない。重点産業を含む製造業等の1件別統計をまとめて、重要産業への配慮が実際にはどの程度であったのかについて、個別大手事業法人への資金供給のレベルで確認する必要がある。また「銀行等資金運用令」の資金割当についての1942年以降の割当先に関する統計の発掘が必要である。そのため本稿を閉じるに当たっても多くの未解明の課題に直面している。本稿の延長上で今後も機会があればいくつかの論点については解明を試みたい。